

新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険税の減免について

当減免制度は新型コロナウイルス感染症の影響により、
納付困難な状況に陥った方に対する減免制度です。

対象者

主たる生計維持者（世帯主）が新型コロナウイルス
感染症の影響により、下記①②③いずれかに該当する方

自己チェック

はい →

いいえ →

① 事業等を廃止又は失業した。

失業

廃止

② 2020年中の収入が2019年中と
比較して30%以上減収となる。

2019年(1年間)の収入額と、2020年(1年間)の収入額を比較し、30%以上減収している収入(事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれか)があるか。

2019年(1年間)の合計所得金額が1,000万円以下であるか。

2019年(1年間)の合計所得金額のうち、収入減少の影響を受けた所得以外の所得額が400万円以下であるか。

減免申請可能

今回の減免
は非該当

※主たる生計
維持者について

次の全てに該当するか
(1) 雇用保険受給資格者証※1
を取得済みもしくは取得予定
(2) 離職時年齢※2が65歳未満
(3) 離職理由※2が
11,12,21,22,23,31,32,33,34
のいずれかである。

※1 特定受給資格者及び高齢受給資格者を除く
※2 雇用保険受給資格者証の記載の数字

減免対象外だが申請により、非自発的
失業者の軽減適用の可能性あり。
別途ご相談ください。

③ 死亡又は重篤な傷病を負った場合